

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

| | | | | |
|-----------------|--|-------|------------------|-------|
| 招集日時 | 平成29年12月6日（水）午前9時 | | | |
| 招集場所 | 蟹江町役場 3階 協議会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 佐藤 茂 | 副委員長 | 松本 正美 |
| | 委員 | 板倉 浩幸 | 委員 | 飯田 雅広 |
| | 委員 | 石原 裕介 | 委員 | 戸谷 裕治 |
| | 委員 | 高阪 康彦 | | |
| 欠席委員 | なし | | | |
| 会議事件の説明のため出席した者 | 町長 | 横江 淳一 | 副町長 | 河瀬 広幸 |
| | 政策推進室 推進長 | 岡村 智彦 | 政策推進室 推進長 兼 課長 | 伊藤 保光 |
| | 総務部長 | 江上 文啓 | 総務部 総務課 課長 兼 安心課 | 伊藤 啓二 |
| | 総務課長 | 浅野 幸司 | 民生部長 | 橋本 浩之 |
| | 民生部 兼 次長 兼 医療課 兼 保険課 | 寺西 孝 | 高齢介護課 課長 | 戸谷 政司 |
| 職務のため出席した者 | 議長 | 奥田 信宏 | 議事事務局 会長 | 金山 昭司 |
| | 書記 | 飯田 和泉 | 主事 | 戸崎 智信 |
| 付託事件 | <p>議案第37号 蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>議案第38号 蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>議案第39号 蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について</p> <p>議案第40号 蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第41号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第42号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について</p> | | | |

○委員長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されております案件は6件でございます。慎重に審査をよろしく願います。

審査に先立ち、町長より一言ご挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようよろしくお願いします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いします。

では、早速始めたいと思います。

まず初めに、議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、議案審議に入る前に少しか補足説明をさせていただきます。

この議案第37号の交流センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、昨年の12月に拠点整備交付金をいただいて建設に入って、今着々と建設を進めているわけであり、今回の設置条例につきましては、来年5月オープンを予定しておりますその設置についてさまざまな事項をお決めいただく議案でございます。

そんな中で、施設、業務、それから、利用時間等を含めてやっておりますが、第9条の中に指定管理による管理という条項にさせていただきました。これは地方自治法に基づく公の施設を民間の管理者に管理する場合については指定管理ができるという条項に基づき、指定管理による条文を入れさせていただきましたものであります。

ちなみに、第9条を読ませていただきますと、「町長は、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる」ということで、第1号から第10号までそれぞれのやっただく業務が明示してあるわけであり、

先般、協議会の中でいろいろなご論議をいただきまして、今回は指定管理に至った経緯を少し説明させていただきまして、その後、この設置条例についての議案審議をよろしく願いたいと思っていますので、今から説明させていただきます。

もともとこの施設は、設置する段階で、計画の中では、基本としてはあまりある施設ではありません。初めての施設でありまして、当然、その施設の中でどういう管理運営していくかということを議論させていただきました。もともと類似施設としては規模は小そうですが、まちなか交流センターというのがありまして、あそこは既に設置されてから多くの方が利用されて、非常ににぎわいのあるセンターとなっているわけではありますが、その辺の施設を参考にやらせていただいたわけでもあります。

そんな状況の中で建設に入りました中の7月には地方創生推進交付金のソフト事業の採択を受けまして、電通名鉄コミュニケーションズと観光産業振興プロジェクトの委託契約を締結いたしました。これは皆様方にお諮りしたようにプロポーザル方式で電通コミュニケーションズが委託を受けまして、関係団体——商工会、観光協会、それから、JR、近鉄、ボランティアガイド等の関係団体等と官民連携で観光交流センターの運営方法について検討を開始したわけでもあります。

そして専門部会等を含めて着々と検討を進めていく中で、本来、観光交流センターの趣旨である観光産業振興の拠点として整備し、町内外から人をたくさん呼ぶ、また、町民の方にも集まっただけでにぎわいを呼ぶ施設としまして管理運営していこうとすると、センターを中心として産業観光につなげる新たな取り組みが必要である。その取り組みをやるために今さまざまところで仕組みを考えているところでもあります。また、その施設としましては若干小さいところでもありますけれども、例えば2階にあります須成祭ミュージアム、それから、1階にありますカフェなど物販、こんな機能を持たせるためにも、私どもが想定していた総体的な管理運営の事務量が相当大きなものが発生することがだんだんと判明してまいりました。

町といたしましては、当初もそうではありますが、観光協会、それから、商工会主体に協力を仰ぎながら、直営の方法を模索してまいりました。その状況の中にさまざまな団体といろいろ調整させていただいた結果、なかなか直営で維持するのは難しいだろう、そんなことがございましたので、今回は管理運営のために今ある指定管理制度の民間のノウハウを生かして、その施設の最大限の効果を発揮するように、また、その中に町、商工会、観光協会、さまざまな団体が加味いたしまして我々町全体のレベルアップを図りたい、そんな形で指定管理制度の導入を決めさせていただいたわけでもあります。

この指定管理制度につきましては、今後、12月の設置条例の議案をいただきましたら、その後手続に入り、3月には改めて指定管理者の指定、そしてそれぞれやっただく内容、そして指定管理料金等も精査し、議案上程をさせていただいて、5月の応募に向けて事務手

続を進めてまいりたい、そのように思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、補足説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。

何か質疑はございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

今副町長のほうから補足説明がありました。全協のほうでも指定管理の方法についてどうなんだというさまざまな意見をもらって、いろいろ考えたんですけども、6月議会、9月議会でもそのような、今あった観光産業振興プロジェクト、ミーティングも行いながらやってきた中で、この指定管理、もうちょっと詳しく、どのくらいの時期にその方法に、制度の導入をしていこうと思ったのか、考えたのか、もうちょっと補足でお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

指定管理をやっているということでございますけれども、先ほど副町長からも話がございました観光産業振興プロジェクトの会議を進めていく中で、第1回の専門部会全体会が9月27日に行われました。それで、これは先回の全協のほうでもご説明させていただきましたけれども、9月27日に全体の専門部会を開催させていただき、10月と11月と2回、3回と進めていく中で、確かな日にちということではございませんけれども、10月の第2回の専門委員会で皆さんの意見を聞いていく中で、これでは直営でやっていくのはちょっと難しく、一般の方の知恵をお借りしましてにぎわいを創出できればなというふうな方向に至った経緯でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

指定管理そのもの自体もいいのか悪いかは別として、10月、日にちはわからないということで、大体2回目の10月に指定管理方向でやっていると決まった段階で、それまで今議会12月まで私たち議員は何も聞いてないんです。聞いている議員もいるかもしれませんが、そういう意味でもうちょっと議会の場にこういうふうにしていきたいという場を設けてほしかったという、その点はどのように考えているのか。

○副町長 河瀬広幸君

今、板倉議員の質問の中で、ほぼ10月くらいには専門部会等の意見を吸い上げた中で、なかなか町直営だけの管理では難しいということで、指定管理の方向に向けてかじを切ったわけではありますが、当然、これは議会の皆さん方に事前にお話をすべきだと思っております。そのことに関しましては陳謝を申し上げます。

ただ、昨年12月から非常にタイトな時間の中で、建設、そして2階の部分についても、新たな手法で民間の事業者にも2階の内装、それから、情報発信等を含めてやっていただいた、

非常にタイトな状況にありましたので、少し時間もなかった経緯がございました。今回は3月に向けての指定管理制度の内容でありますので、この議会を含めてしっかりと説明し、3月に向けてやっていきたいというものでありました。ただ時間的には非常にタイトでありました。本来であれば、議会が開かれる前にその辺の情報を説明すべきであったかも知れませんが、この点に関しましてはまことに申しわけないと思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

これからもこういう方法が出てくるかもしれませんので、随時報告してもらい、僕らもその段階で検討しながらやっていきたいと思っております。

あともう一つ、初日にも利用料の減免等のことでちょっと質問したんですけれども、これから施行規則と使用料減免の規則もできていくと思うんですけれども、今現時点での素案というのか、大もとの考えがあるのか。今から吟味してよりよい規則にしていくというのはわかるんですけれども、それが無いのに、今回の条例制定の判断をするのがちょっと難しいなと思ひまして、ありましたら、お願いします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

使用料の減免につきましては、先回もちょうとお答えをさせていただきましたけれども、規則のところ盛込ませていただくということでございます。それで蟹江町には生涯学習施設だとか、あとまちなか交流センターもそうなんですけれども、町または町の機関が主催し又は共催する事業のために利用する場合につきましては減免をさせていただこうという条項も入っておりますので、そういったところを、多世代交流センターもそうでございますけれども、同じような運用をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ほかの公共施設と同じような施行規則でやっていくということによろしいですね。

○副委員長 松本正美君

ちょっと1点だけお聞きしたい。今回、指定管理者業務ということで行われるわけですが、その業務の中でボランティアとの連携というか、そういったことはどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

こちらの交流センターのガイドボランティアさんのほうも協力していただくところでは思っておりますし、また、地元の祭りの関係者の方につきましても当然須成祭に特化した施設でございますのでいろいろな協力を仰ぎたいと思っております。毎月18日には十一面観音の御開帳もございますので、そういったときには交流センターも活用していただきながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員 石原裕介君

今回委託業務ということで、電通名鉄コミュニケーションズ、それから、JTBグループのほかでどこかやられていたことがあるのですか。今回須成祭ミュージアムが初めてというわけではないですか。どこか委託で成功させたとか、この会社が入ったことによって盛り上がったとか、そういうところがあったら。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

指定管理はこちら手持ちとしてはございませんけれども、電通名鉄さんに入ってみえる船井アソシエイツというところですけども、長良川にごさいますうかいミュージアムというところを指定管理としてお受けにはなっておみえになります。

○委員 石原裕介君

そうですね。鶺鴒のそこのところは結構盛り上がっているんですか。成功されているというか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

成功されているというふうにお聞きはしております。

○副町長 河瀬広幸君

今電通コミュニケーションズの話が出ましたが、これは今実際施設の2階部分については電通コミュニケーションズが請け負って、それでハード事業と、ソフト事業が今いう専門部会等を含めたいろいろな仕組みを今やっています。今回指定管理の制度はプロポーザル方式で公募をやりますので、我々が指定管理の要件を決めまして、その要件を公表して、その要件に対する申し込みを受け付けまして、それで我々が審査委員会を開いてそれで指定管理者として適当かどうかの判断をし、決定いたしますので、まだそこで決まったわけではございません。いろいろなやり方がございます。ただ、実績としてはそういう実績もある業者もおりますので、複数の応募があれば、当然複数の中で競争性を持たせてプロポーザルの指定管理者として指定したいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

僕はこのプロポーザル方式で電通コミュニケーションズというのが選ばれた、これは大変いいことであって、と申しますのは、当初、町で運営しようかなと思うことを考えられたときには、ものすごくそれは無理だなと最初から思っておりました。やはり商工会、観光協会、そしていろいろなボランティア団体を絡めてという、それはそれぞれの利害が絡んだり、いろいろなことがあって運営が大変難しいと思っていたので、これは大正解であると今のところ思っております。当初お金もかかるでしょうけれども、専門的にそのときにその人たちが町中を動いてもらえるもので、これが一番大事なことであって、各団体にやりますと、団体のポジションの部分しか動けないので、だからそれから後から絡んでいくことがあるのだったらいいなと、指定管理者にされたところが主体になって、そこからの要望が上がってき

て、商工会なり観光協会なりいろいろな部分が動ける範囲ができてきたらいいなど。

そして先日もたまたま私も商店街とかあるもので、そこで銭洗弁天を何とかしたいという話がきまして、それでご案内して、そうしますとまずはよくわかってないんですよ、けれども、場所としてはすばらしいと、皆さん方も御存じないだろうけれども、その場所には蟹江城主の慰霊碑があるんですよ。蟹江城主をずっと祭ってある慰霊碑をつくってあるんですよ。その中に龍神さんと銭洗弁天がある。だから一つの核みたいになるところですから、交流センターとしていろいろつながりを持ちたい、そういう話をいただきましたので、あ、この人は全町を回っているんだなということで、そういういいとらえ方をいたしましたので、最初お金がかかっても、何とか町全体でお金が落ちるようになったら、別段問題ないのではないかと思うようになりまして、ここの運営だけでとやかく言うのだったらそれは難しいでしょうけれども、電通さんに要望したいのは全体でお金が落ちるように、観光拠点になるような場所をたくさん設けてもらって、そこを回っていただく。その拠点はこれですよ。その拠点になる場所の一番目玉にあるのが須成祭ミュージアムがありますよという、蟹江町全体のことを考えてやっていただいているような気がしました。

けれども、ここで発生してくる料金のこととかでは後ほどまた質問させていただきますけれども、次の2番目の議題で私のわからないところがあるもので、それとあわせて質問させていただきます。今はもう結構です。

もう一ついいですか。

3月で一応電通さんは切れますよね。そこで例えば次にまた募集されるんですよ。それともそのままいかれるのか、どういう形になるのか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

電通との契約につきましてはこの3月いっぱい終了させていただきます。3月以降、来年度4月につきましては、また新たに観光事業が行われますけれども、そちらにつきましては、今計画しておりますのはフィルムコミッションの企画運営事業でありますとか、観光プロモーション事業、これはPR事業でございますけれども、そういった事業をまた別で契約をさせていただくという形になります。来年、必ず電通さんということではございません。

○委員 戸谷裕治君

そうしましたら、今までやってこられた流れが1回途切れるということだよ、新たにやるということは。そして今住民の方のところへ電通さんがたくさん回っておられるじゃないですか。そのときに3月にぱたんと切れちゃったら情報はそこで終わっちゃうんだね。次のところに、例えば名鉄に情報を流すとかしないものね、そういう自分たちの持っているノウハウを。5月オープンでしょう。2カ月間しかないのに、新たに何々というのはえらい難しい話になってくるんじゃないの。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

おっしゃられますように電通さんを含めましていろいろな企業からまた提案をいただきというところがございますので、今電通さんがいろいろな仕組みを考えていただいておりますので、随契でやらせていただくようなこととなりますので、今ここで電通さんが来年やりますよということは申し上げることはできませんけれども、今やっけていただいていることは確かに来年度有利に取り計らうのかなというようには思っております。

○委員 飯田雅広君

利用時間なんですけれども、5時まででしたね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

基本的には9時から5時までの開館になりますけれども、指定管理者のほうが時間を町のほうに申し入れられて融通を利かせて営業をされるということは構いませんので。

○委員 飯田雅広君

2階の須成祭ミュージアムのところのこっちの多目的室みたいなどころがあるではないですか、ミーティングとかする利用ですね、そこも基本は5時ということですね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

基本は5時でございますけれども、その指定管理者さんの希望によりまして、例えば祭りの日に、どこかへ行ったところであけたいよという要望がございましたら、それは必ずしも5時ということではございません。

○委員 飯田雅広君

多世代のときも思うんですけれども、例えば6時ですよ、たしか18時になっていると思うんですけれども、5時……、町長も多世代に関してはボランティアの拠点だという話もされているので、例えば働いている方は5時だ6時まで働いてからボランティアの打ち合せをするというときに使おうと思ったら使えないですよ。意味ないと思うんですよ。だからボランティアにも活用していただきたいと思っているんですけど、やはり営業時間が5時では余り意味ないのではないかというように正直思うんですけれども、特にこっちは指定管理者ということなので、もうそもそも5時ではなくて、19時とかまで、最初からやれるような形で進めていただけないかというのは思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

そういった要望があつて必要なときには、指定管理者によりまして開館はできますので、日々管理をしていく中で9時から5時という決めをやっておかないとなかなか維持費もかかりますので、まず、平生は9時から5時というところでご理解いただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

飯田議員の質問もそうですし、石原議員、それから、板倉議員、戸谷議員も共通のご質問だと思います。冒頭にうちの副町長が今回の議案の上程の中で9条、できる規定、行わずこ

とができるという規定を盛り込みました。冒頭陳謝をさせていただきました。私も全員協議会のときにきつご指摘をいただきましたことも十分理解をさせていただいております。

まさに今飯田議員が言われましたように、当初はあそこのいただいた土地を有効活用するというところでいろいろな方法を考えさせていただきました。ただ、建築費が大変かさむということと、これからのいわゆる長寿命化計画の中でのいろいろな財政の考え方も含めて、ここだけにたくさんのお金を使うことができません。しかしながら、ユネスコ世界文化遺産に認定をされた須成祭のいわゆる位置づけ、それから、地域の活性化、地方創生の考え方をご説明を差し上げて、交付金を昨年10月、12月にいただくことができました。そして当初は直営で考え、貸し館業務、まさに普通の体育館だとかいろいろな公民館をお貸しするような規定で、ここにも規定がありますし、次の議案第38号の中にも同じようにそういう町の施設に対しての規定が型どおり織り込まれているわけでありまして。しかし、おっしゃるように町直営でやりますとどうしても形骸化してしまうというのは事実であります。しかしながら、ランニングコスト等々を考えますと非常に難しい問題がありますが、指定管理者にできるということの条項を入れさせていただくことによって幅広い考え方ができます。民間の方のノウハウも十分入れることができるし、それにプラスアルファ、また別の方法が考えられるというふうに私自身は今思っております。

今回の条例をお認めいただき、そしてまた先ほど板倉議員にもご説明を差し上げましたが、しっかりとこれから、時間が本当にタイトでありますけれども、プロジェクト会議の中でいろいろお話をいただける、今の事業を相当受けていただいている電通名鉄コミュニケーションズさんのお話の中で、観光協会、商工会も交えたしっかりとしたお話し合いの中でこれから進めていきたいというふうに思っております。

まさに5時できっちり終わってしまう、9時から5時までという、そういうお役所仕事ではなくて、これからはもうちょっと時間を長くしてでもいいですけれども、住民のニーズにお応えできるような、これからのまちづくりに一番マッチするような、そんな施策、そして施設に我々はしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○委員 戸谷裕治君

再度すみません。指定管理者になると、そこが判断して、例えばこの日は9時まで使えるとかということは可能ということですね。そういうことを柔軟にやっていけるようにしましたということですね。

ありがとうございます。

○委員長 佐藤 茂君

たくさんのお意見が出ましたが、これで質疑を終結してもよろしいでしょうか。

それでは……

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

すみません、この委員会のほうでもお認めをいただけるようでしたら、大変タイトなスケジュールでございまして、募集のほうですけれども、きょう、協議会のほうに出させていただいておりますけれども、ことし中に募集のほうの開始をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

ことし中に募集される。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今予定では、12月25日あたりから募集をやりたいというふうに思っております。

○委員 戸谷裕治君

それでいつまで、限定でしょう。

○副町長 河瀬広幸君

今回担当が申ししたのは、先ほど言いましたように指定管理制度ができる規定を設けまして、これから諸手続の準備に入りたいということでありまして、12月中に手続に入らないと3月末までに間に合わない。というのは、3月に、指定管理制度の指定管理者の議案を3月議会でお出ししたいと思っておりますので、それを踏まえた上でありますと、この12月に手続きに入り、いろいろやった結果、3月の議案の中にお出しをしたい。ただ、議案の中でも1つありますのは、これはあくまでも今回は設置の中で指定管理ができるのを入れました。今度は指定管理者を指定する議案でございますので、その議案を3月議会に出させていただいて、5月のオープンに向けて進めていきたいということでありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

ただし、この議案に関しましては当然議決要件がありますので、契約条項の中には議決がもしいただけない場合はこの契約は解除するというような条項も入れておりますので、しっかりとその辺は皆さん方と協議をしながら、最終形に向けて進めていきたいというように思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員 戸谷裕治君

今お聞きしたのは25日くらいに出したいとおっしゃったもので、25日に今年度のことを考えまして、3日、4日しかないもので、何で慌ててこの25日が必要なのかなと思ひて。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

スケジュールでございまして、1月11日までに申し込みを受け付けまして、その後募集説明会、現地説明会、あと質疑がございまして、質疑をいただきまして、提案書の受け付けを開始させていただきます。それでその後に業者からのプレゼンテーションをしていただきまして選定をやっていくという運びになりまして、それから、今副町長が申し上げましたように3月の議会、選定を受けて業者が決定しましたら、3月のところで議会の

承認をいただくという運びになっておりますので、そういった流れをやっていきますとこの12月25日に募集を開始していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員 戸谷裕治君

最初から期限はいつですかとお聞きしたでしょう。だから1月11日と言っていたら、もうそれで納得できたことなので、そういう言葉足らずのことは後から誤解を招きますから、よろしくをお願いします。

○委員 板倉浩幸君

指定管理者制度自体が余り、もうちょっとわかりたいもので教えてほしいんですけども、全協でも2,500万円くらいの予算で指定管理をするということなんですけれども、町から指定管理者に2,500万円払って管理運営をしてもらおうということですよ。それで運営に当たって指定管理者が特産物の販売なんかをすると思うんですけども、それ自体の売り上げはどうなっていくんですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

まず、指定管理をさせていただくには維持経費と人件費、全て指定管理者のほうにお渡しさせていただきます。それでその中で自主事業だとか、指定事業だとかいったところをやっていただくということです。指定事業というのは、あくまでも町のほうがこういった事業をやってくださいよというようなものでございます。また、自主事業につきましては、板倉議員がおっしゃられましたように指定管理者が知恵を出して稼ぐというようなことをやられるものでございまして、例えばカフェだとか物販だとかといったところで、指定管理者が自主事業としてもうけを得るといような仕組みでございます。

○委員 板倉浩幸君

あくまでも自主事業をやるのは指定管理者のほうの売り上げと言うのか、もうけになるということですね。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

はい。

○委員長 佐藤 茂君

意見も多数出たようでございますので、これで終結したいと思います。

(なしの声あり)

それでは、質疑を終結させていただきます。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

それでは、討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり可決することにご異議

ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、異議なしと認めます。したがって議案第37号「蟹江町観光交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、続きまして、議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

時間のことは、これは指定管理者が決めていくのかどうかということではちょっとお聞きしたいんですけども、入浴ですね、以前、入浴される場合、時間を高齢の方はこの時間帯くらいだなとか何かちょっと区切られたようなお話をされたような覚えがあるんですよ。ここで見ますと、入浴時間が何も出てきていないわけです。どういう運営方法かなと思ひまして、それは指定管理者が決められるのか、町でも考えがあるのか。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今ご質問がございましたのは入浴に関するところで、年代別に時間を分けるかというようなご質問でございましたが、今回の施設につきましては入浴時間は10時から5時までというような予定で今進めております。その中で時間を区切ってということはございませんので、お見えになられた方がどなたでも10時から5時までの間は入れるというような形で考えております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員長 佐藤 茂君

他にございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

時間の話も出たんですけども、浴室の利用時間もそうですけれども、今回、多目的室の使用時間が、これも10時から5時だと思ひんですけども、これも指定管理者制度で指定管理者が時間の融通もすると、さっきの議案でもそうだったんですけども、多世代交流施設、ボランティアの活動もここでやっていくということで、地域福祉の充実も図っていくという

ことで、ちょっと時間について5時ではどうなのか。前にも全協でも地元、私も平安ですので、地元の会合なんかだとこんな時間では使えないし、もうちょっと7時、8時とか、施行規則で時間はつくっていくと思うんですけども、今現在どのようなことを考えているのか。

それとあわせて使用料、お風呂の使用料についてもそうなんですけれども、減免規定について触れたいと思います。今1カ月に一遍、長寿会の集まりで地域ごとに振り分けてお昼にお風呂に入っているんですけども、これが老人クラブの人たちからも今回200円かかるということで、今までの会費で運営できなくなると結構言われて、その点の補助を考えているのか、みんなそれぞれ払ってくださいと考えているのか、その点について。

○高齢介護課長 戸谷政司君

まず、開館時間のお話でございますが、あくまでもまだ運営前ということで、とりあえずは10時から6時ということでまずやらせていただきたいなというふうに考えております。当然、利用者のほうからもっと時間を長くしてくれというような要望がございましたときには、条例等を変更し、長時間やるような形も検討していかないといけないのかなというところでございます。

あと規則のほうで、利用時間のところで、指定管理者が必要があると認めるときは町長等の承認を受けて利用時間は変更することができるような規定も設けてまいりますので、若干融通は利くかなというようなところがございます。

あと今言われましたお風呂の長寿会等の対応になるんですけども、今そのあたりは検討中でございます。現在福祉センターのほうで順番に割り振りをしてというようなところで運用をしていましたけれども、今後、多世代交流施設になりますと基本的に占有という形では難しいかなというところで今協議しております。当然、基本的な考え方はお風呂に関しましては全て受益者負担でご負担をいただくというのが基本的な考え方で今検討しておりますが、関係団体等の減免については今後ちょっと煮詰めていかないといけないというところで、何らかの補助なり減免を対応していかないといけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

本当に蟹江町の住民にみんな使ってもらおうということで多世代交流施設ということで、特に福祉の関係でボランティア活動の拠点となることと思いますので、利用時間等については、ボランティアの人たちでも多分勤めている人も多いと思いますので、特にそこでボランティアの集まりで話し合いをするのに5時だと何とも使えないかなということ 생각합니다。今回そのような話で、規則もまだ10月に向けてこれから規則と減免規則をつくるということで、今回それが無いのに、先の議案もそうなんですけれども、それで条例の制定に賛否をとるのはすごい難しいことで、先ほども申したように素案がもうちょっとあって、そ

れで判断するという事なのか、僕らとしてもちょっとつらいのかなと思います。

○高齢介護課長 戸谷政司君

おっしゃられるとおり、時期が早い時期に設置条例を出させていただいております。今回設置条例を出させていただいた一番の目的というのが、指定管理者に係る部分で指定管理者を決めていかないといけないというのが前段でございます。

その中で言われますとおり、減免規定については今後規則等でほかの施設と同様に減免していくことができるよというような規定を設けさせていただくというところで、柔軟に対応できるのかなというところで今回出させていただいているものでございます。

あくまでも今回この時期に出させていただいたというのは、先ほども副町長が申しましたとおり、指定管理者に係る議案の提出が3月に必要なことから、この時期に出させていただいたというところでございますので、何分ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今担当が言ったとおりで、それを言おうかなと思ったんです。実は本当に3月にやるのは、今の時期でないと間に合いません。それと言いましたように指定管理者が判断する部分がやはりあります。とともに、今までの使い方とはちょっと違う使い方をしたいな、もともと多世代交流施設をつくるきっかけになったのは、議員各位にもお話をしましたとおり、老若男女、スポーツ少年団の方も日曜日に風呂に入りたいということを前々から言われておたわけでありまして、まさしく高齢者の独占の施設ではどうなんだろうということは私は思っておりました。しかしながら、今現在そういう状況になっていたということもありますし、決してそれを無視するわけではありません。できるだけたくさんの方に利用していただきたいというのが一つと、一定の使用料を払っていただくことで使用責任が生まれるのではないのか。過去30年にわたって今の福祉センターを使っていたいております。いろいろな状況を私も見させていただいた中に、一つのルールづくりが若干守られてないところもあったり、独占、占用ということがどうしても定着してしまっていたというのもございます。それが悪いと言っているわけではありません。新たな施設はそれを払拭して、町民全体が、基本的に蟹江町の町民の方が楽しんでいただける施設ということでつくりましたので、とりあえず条例の制定をここにさせていただき、減免規定の詳しいことは指定管理者も含めてこれから決めていく。当然皆さんから提案していただければ、そこはやっていかなければいけないと思っております。ボランティアの活躍が5時で終わってしまうということはそれはできませんので、そういう形になるというふうに思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今町長から町民全体の活動に使ってほしい、お風呂も含めてということで、そうなっ

るとあくまでも全協でちょっと聞いた町外の方をどうしていくのか。実際、高齢者で1回200円で入れる、隣の尾張温泉になると六百幾らかかるということで、やはり特に愛西市の大井とかあの辺の方たちも利用するんじゃないかなと思うんです。値段的に、新しい施設ということもあって。そうやってきて、あくまでも町内の方を考えて、町外の方が結構来て町民の方が入れなかった場合、そういう話が出てきた場合にどう対応していくのか、ちょっとそのあたりを。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今言われましたとおり、当面というか、この多世代交流施設については基本的には町民の方にお使いいただく施設というところを考えているところでございます。当然、こういう多目的な施設になってきますので、ボランティアとかで町外の方が見るとかというようなことは想定しております。ただ、お風呂の利用に関しまして、何か町民の方に対して利用券みたいなものを提示するようなところは今のところ検討しておりませんので、基本的には券売機のところに「身分確認をさせていただく場合がございます」というようなことを書かせていただいて、なるべく町外の方についてはたまに使っていただく程度で、常時使っていただくようなことは避けていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

避けていただきたい、それが販売機のところに身分確認させていただきます場合もあると、それを書いたほうがいいのかどうかということも検討しないといけないと思うんですけれども、でも、町外の方がいい施設になることもこれは願っていますので、そうやってきて、本来に来た場合に大丈夫なのかなと。

(「尾張にしたほうが」の声あり)

尾張温泉に入ってください、尾張温泉の方が大きくていいと思うんですけれども、値段の関係でそういうことを若干思いましたので、そういうことも含めて今後施行規則にしっかり取り組んでいっていただきたいと思います。

○委員長 佐藤 茂君

わかりました。今後検討していただければ。

○委員 戸谷裕治君

先ほどちょっと言いかけた価格の部分ですけれども、このピロティがありますよね、1平米1時間10円という、須成祭のほうはエントランスが平米30円になっている。どういう扱いになっているのか。

○高齢介護課長 戸谷政司君

使用料等の設定につきましては、町内にありますいろいろな施設に準じて検討をしてまいりました。ピロティ部分につきましては、まちなか交流センターとかですと30円という設定

になっているんですけれども、多世代交流施設のピロティ部分につきましては、全面使用で約430平方メートルの広さがございます。そこで最初は30円というところで検討いたしましたが、全面を使用して1日の使用をされると約10万円近くに金額がかかってしまいますので、少しでもお使いいただきたい、使っていただきやすいようにということで、全面を使ったときに1時間当たり4,300円程度になるようにということで10円という設定にさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

そういう考え方で広く使われるからこうだろうという、だけれども、そこを広いと何人かで割って使う場合があるよね。業者とか何かは何人かで割って使う場合がある。そうしたらほかのところと感覚的には一緒ではないの。それは広いところを1人の人が借りるとこういう感覚になるから高過ぎるんじゃないかと思いついて、広いところを5人で借りたら安い。安いけれども、ほかのところとは価格が違うではないか、そういう感覚にならないの。だからここだけが安いというのは本来おかしいことであって、やはりほかの施設の整合性というものをしっかり、ほかもそういう部分でこれから大いに利用していただきたいから、そういう部分は下げましょうとか、そういうことは必要ではないですか。

催しをされる団体が一つだということは決めつけずに、その団体の中でも、この部分とこの部分とこの部分は分けて使っている場合があるから、それで各自がその中で案分比例して金を払う場合がある。そうするとちょっと考え方が変わってくるかもしれないなと思って。だからそこら辺はどうされていくのかなと、ちょっと整合性がとれんかなと思って。大いに使ってもらいたいということをやってもらうのは結構なんです。そしたら、ほかの場所も10円にしたらどうと思っちゃうじゃない、大いに使ってもらおうとすると。

○副町長 河瀬広幸君

今、戸谷議員のお話はごもっともであります。今は、観光交流センターは通常の生涯学習等を含めて平米当たりの単価を決めた経緯がありますが、ただ、多世代につきましてはピロティ部分の面積が広いということと、多分利用想定としてはその全面を使ってイベントを打つだとか、例えば店を出すだとか、その想定をしておりますので、それをやった場合については超過負担になる恐れがありますので、それを踏まえた上で単価を下げた全面利用ができるような料金設定をしたというのが高齢介護の考え方です。

ただ、今30円と10円というのがありますので、それが不公平につながるかどうかということは検証しつつ、料金の見直しもしたいと思っておりますが、今のところはあそこの想定はそれに特化した部分ではありません。多世代交流施設のいろいろな使い方がありますので、なかなか想定がしづらい部分がありました。まずは基本的には全面使用を前提に使わせることで、そうすると高額料金になりますので、それは使わせようとする少し料金設定を下げて

使っていただくというのが趣旨にあると思います。

観光交流センターとか、あそこは面積が小さいもので、全面を使用したとしてもそんなに負担にはならないということで、利用促進を図るために多世代交流施設は10円ということで設定したということの趣旨だと理解しております。

○委員 戸谷裕治君

いや、気持ちは理解するんですよ。ですけれども、全面を使用されない場合もあるでしょう。それを全面で使用されたときの価格を設定されているから、そこにはおかしい、周りの金額と整合性が出てこないのではないのと。いつも貸すときにはこれは全面ですよ、全面しかお貸しできませんよという内容だったら10円でいいんですよ。だけれども、違うんだもの。そうでしょう、部分使用も認めるんでしょう、大概是。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今おっしゃられるとおりに全面を使用していこうという場合ですと、館を挙げてイベントを打つようなときで、当然駐車場の一部がピロティ部分に入りますので、大きなイベントをやるようなときには全面使用というような形で、一応今回1平方メートル当たり1時間につき10円という形で設定をした経緯には、部分面貸しというのも当然考えております。ただ、駐車場部分にかかるところにかからない通路の一部のところをというような形で今検討しておりますので、当然おっしゃるとおり、そういう部分についてはほかの施設と整合性がとれないというようなことも想定はできますが、あくまでも想定としましては全面で使っていただきたいというのが当初の目的でございます。

○委員 戸谷裕治君

わかりますよ、本当におっしゃることはわかって、いいことだと思うけれども、それだったら、須成祭ミュージアム、交流センター、あそこもエントランスとかそういうのを10円にしたらどう思うわけですよ。使い勝手に考えたら、交流センターのほうが、逆にあちらのほうが悪いかもしれない。そしたら屋上の部分でも平米10円にしてもらったら、期間が短いだろうけれども、誰かが集まって、持ち込みでビールを飲むとか、そういうことも可能だろうし、そのときに料金が安ければ安いほど利用率も高くなるだろうしと思うんです。だからその辺は検討していただけないか。

○委員長 佐藤 茂君

どうでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

さっき賛成したけれども、僕、次のときに料金で質問しますよと言っちゃったものでさっきの議案は30円で通ったのだけれども、その辺は迷っていたんだけど、次の議案のことと。

○委員長 佐藤 茂君

暫時休憩します。

(午前9時57分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩を閉じ、会議を開きます。

(午前9時58分)

○政策推進室長 岡村智彦君

今いろいろ考えは持っていますけれども、こちらのほうは30円ということで決めていただいて、このように進んでいくんですけれども、10円というところの部分は全面で使用ということですが、私どもの観光交流センターにつきましては全面というより、部分的に使用するということを想定しておりますので、あくまでまちなか交流のように同じように考える。屋上スペースにつきましても同じように全面で使って30円というふうで考えております。

いろいろとまた団体が使うものとか何かになったり、協議をしてそういうところに関しては町の事業と準ずるようなことであれば、そのように減免の対象になるというようなところもありますので、またそういうところを考えて進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

今の返答だとちょっとおかしいなと思っちゃう。先ほども課長がお答えしているように、全面貸しというので10円でやっちゃっているでしょう。そしたら、全面でこの部分だけでもこれで間に合うんだけど、全面を借りないといけないということではない。この今の10円の設定だったら、全面貸しの10円でしょう。これは半分で何事も今回済むんだと言ったときにどうするの、これ。ちょっとおたくたちの言っている全面貸しとは話が違うではないの。だからそこら辺の整合性がおかしいんじゃないのと言っている。だから全面でしか借りれないということでしょう、そこは。

(「全面で幾らのほうが」「30円にして、全面借りた場合は10円に」の声あり)

そういう考えもあるし、だからちょっとおかしい。全面借りないと、いいですか、全面借りないと借りられないという論法になってくるわけから、今のままだったら、そうでしょう。そしたら全面借りる大きな催事しかできないということだ。半分貸しはしないということです。全面貸しを想定していますと言っている。向こう、多世代は全面貸しで10円ですと、全面貸しを基本にしているというから、では半分貸しはどうするの。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今戸谷議員がおっしゃられますとおり、今の想定は全面のところ想定をしているという状況でございますので、例えばこの表の中の下の部分に、部分貸しの場合は30円というようなことを検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

だから、3分の1からは30円とか、全面だったら10円にさせていただくとか、そういうことをやっていただくと、よその場所と整合性がとれてくるもので。ここにプラスしてもらおう。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろご議論いただきました。多分、戸谷さんのお考えとしては多世代のことはこれとして、交流センターのほう、もう少し単価を下げた使いやすい状況にしたらどうだというお考えだと思っております。そうですね。我々も今回、いろいろ指定管理も含めて本当に多くの人に使っていただきたい気持ちはありますので、例えば屋上のビアホールだとかいろいろな使い方が想定されます。ただ、これは今使ってみないとわからない状況がありますので、とりあえずこれは設定をさせてもらいますが、その後、いろいろな利用状況の中に、例えば利用勝手が悪く、やはり料金が高いたとか、いろいろな観点が出てまいりましたら、その時点で改めて実績を踏まえた上でまた料金の見直しについても検討させていただきたいというように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員 戸谷裕治君

最後に、料金の中に町長が認めると減免があるとなっているもので、ビアガーデンとかそんなことは町長は認めんだけれども、個人的なことでお借りしているものは。そのほかのことは減免という制度があるもので、それは僕も頭に入れていたけれども、先ほどのお答えが全部貸しがこの値段でというお答えだったから、そしたら使い勝手が悪いなというので質問を差し上げただけで、料金設定も、だったら違う料金設定にされて使い勝手がいいようにされたほうがいいのではないかと、広く全部借りてもらったら10円で結構ですよという、そういうことでございます。よろしくご検討をお願いいたします。

○委員 板倉浩幸君

先ほどの多世代のほうで全面貸しで10円ということで、3分の1はどうかと思うけれども、半分で30円も検討するということなので、今回、条例の制定ですから、それを議案として取り込むのか、どうでしょうか。

○高齢介護課長 戸谷政司君

今回のところはこれで提出させていただいて、必要がある場合については使用料の条例改正等を踏まえて今後検討していくというような形で考えておりますので、よろしく願います。

○委員 板倉浩幸君

それは施行規則で考えていくということ。

○副町長 河瀬広幸君

先ほどは混同させてしまい申しわけございません。今は条例上がありますので、この多世代交流施設についてはピロティは全面使用を想定に3分の1の10円ということでお決めをいただきたい。先ほどの議案の交流センター、観光センターにつきましては平米30円でありま

すが、今後の利用状況を見つつ、もっと利用度を上げるために値下げが必要であれば、またそれも検討して、皆さんにお諮りし、決めていきたいと、そんなことをご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 佐藤 茂君

ということでございます。

○委員 飯田雅広君

私も料金のことなんですけれども、図面を見ると1階の奥のほうにボランティアグループ室があると思うんですけれども、ここは無料でいいのですよね、載ってないということは。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ボランティアグループ室につきましては、今後社会福祉協議会のほうで指定管理をしていく。社会福祉協議会の中でボランティアグループの登録という制度がございますので、そのボランティアに登録された方々が無料で使えるスペースと考えております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

では、ボランティアの登録をすれば、例えば会議室とか多目的室ではなくて、ここをただで、ボランティアグループ室を無料で使えるということでもいいんですね。

○高齢介護課長 戸谷政司君

はい。

○委員 飯田雅広君

わかりました。

あともう1点、どこかでお聞きしたかと思いますが、もう1回確認したいのですけれども、1階に機械室があります。裏が川に面しているものですから、何か災害とかがあったときにここを使うとどうなんだろうという心配はずっとあるものですから、多分災害が起こったときの拠点にもなる施設だと思うものですから、多少その辺の機械室が水につからないような準備とか、何かそういったものはされているのでしょうか。

○高齢介護課長 戸谷政司君

前、議会の会議の中にご質問があったと思いますが、機械室を上を上げるということはちょっと難しいというところでございます。今回の施設につきましてはキュービクルは3階に設置をいたしますので、電気系統につきましては水につからないような対応をとらせていただいております。1階部分には機械室とか貯水槽とかはございますので、そのあたりは若干水につかる可能性はありますけれども、あくまでもキュービクルで一定程度は上に上げてありますので、災害が起こったときに最低限の電気供給等はできるような施設になっていると思っております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

ここは何が入るのですか、この機械室って、ごめんなさい、こういう施設は余りよくわからないもので申しわけないのですけれども。

○高齢介護課長 戸谷政司君

ボイラーとか貯水槽等がそこの中に入る予定になっております。

○委員 飯田雅広君

わかりました。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと思い出したのでお聞きしますけれども、今多世代交流施設ではなくて、福祉センターの本館は、全協で話があったと思うんですが、取り壊しをして体育館のみを残すということは伺っているのですけれども、今後どのように活用していくのか、結構広い土地なのですよ。今、またそれから話が進んでいるのか、ありましたら、お願いします。

○高齢介護課長 戸谷政司君

6月の全員協議会の中でご質問がございまして、31年度以降に取り壊しというような形を予定しております。ただ、来年の30年9月まで使用して、その後の利用につきましては一応取り壊す方針では考えておりますけれども、部屋の有効利用等も視野に入れて、今後検討していかないといけないかなというところで今庁内で調整しているところでございます。

もし取り壊すという場合でございまして、一応31年度以降ということで、31年度に壊せるかどうかというのも含めて今後検証していかないといけないと思っております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

取り壊すかどうか、検討していくということの答弁だけれども、そうではなくて、その後の予定、取り壊すか、取り壊すもそうですけれども、それ以降どうしていくのか。

○町長 横江淳一君

今担当が申し上げましたとおり、30年10月にオープンをいたしますが、本館は浄化槽、それから、電源も実はあそこを頼って体育館に供給をいたしております。その浄化槽の状況をしっかり調べながら、まず今ある本館の有効利用も考えながら、長いこと使うつもりはありません。老朽化の問題もありますので、ただ、更地にした場合、どうだということはこの場ではまだ考えはしっかり固まっておられませんけれども、地域の皆さんの憩いの場所にはできるようにという意向もありますし、長瀬さんの避難場所にも実はなっておりますので、そんな意見も聞きたいなというふうにも今考えております。ただ、当面は、先ほど言いましたように、電源と浄化槽が兼務しておりますので、すぐ壊すということは今考えておりませんので、31年以降、ですから、30年度新しい多世代交流施設がオープンした後に、また皆さんにご提案をさせていただき、有効的に使える状況ならば、最大限使うという可能性もないこ

とはありませんが、建物自身が非常に今古くなっておりますので、そういうことを思うと、取り壊しはやむを得ないのかなというのが基本的にはございます。今の時点ですよ、お願いします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、質疑も出尽くしたようでございますので。質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

2番、板倉浩幸です。

ちょっと最後の最後まで迷ったんですけども、多世代交流施設自体、建設して運営していくことにもともと反対しておりません。その中でどうしても必要である条例の制定だと思うんですけども、今施行規則から減免規則、いろいろ現状の素案の話を答弁もらったんですけども、最終的に出した結論として、その話で指定管理者が今後どうしていくのかという絡みもあるんですけども、そういうことで条例の制定の判断がまだつかないということで、反対をいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、次に原案に賛成者の方の発言を許します。

○委員 戸谷裕治君

私は、多世代交流施設は大変有効なものだと思っております。そして一応条例の制定ですけども、条例というのは途中で追加条例とかできますので、まずはこの条例でいいのかなと私は感じております。

先ほど申し上げましたようにこれからいろいろなことがまた含まれていくと思いますので、大まかな条例としては、あまり条例で最初からきつくきつくやっちゃうとかえって使い勝手が悪いというときも出てきますので、こういう条例で、そしてまた町長が判断できる部分もありますので、僕はこれで大賛成でございます。

○委員長 佐藤 茂君

わかりました。

他にございますでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決いたします。

議案第38号「蟹江町多世代交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

それでは、賛成多数ということで、したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○委員長 佐藤 茂君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○委員 戸谷裕治君

ここで「鑑み」とかという文言の整理が出てきたんですけれども、整理ではなしに、読み方を。これはちょっと前に、昔はこの難しい鑑みという字を書いてあったと思うんです。そして一時的に、また読みにくいというので平仮名読みになった時期があると思うんです。それでまたこちらに戻すということですね。そういうパターンではないの。今から25年くらい前か、そういう時代になってきたもので、平仮名に戻すとか、また漢字に直すんだねということを知りたいだけです。だからこんなことを繰り返すのかなと思って。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問がございました、今回の字句、文言等の訂正の件でございます。

ご指摘のように公文書というのは元来非常に見にくいというか、読みにくいものがかつては多かったようでございます。それを含めまして、私どもの町の中の公文書の作成もそうなんですけれども、非常に簡潔明瞭に書きなさいというところで総務課のほうからマニュアル等を配布しまして、現在公務をしております。

今回、平仮名が漢字にということなんですけれども、そこら辺の今までの流れ、国とか、ほかの地方公共団体もそうなんですけれども、時代の流れでもって非常に変わってくることはございます。今回、どうしてまた漢字に戻したかというその真意は私もよく存じ上げておりませんが、非常にわかりやすい方向で住民の方にも非常に見やすいような文書をとるところを今町のほうで進めている状況でございます。

以上でございます。

○副委員長 松本正美君

今回の条例の中の第2条に書かれています、要するに要配慮者の個人情報ということでちょっとお聞きしたいんですけれども、原則として、本人の同意のない場合は取得が禁止されているということを聞いているわけなんですけれども、第3号に少し説明が書いてあります。もうちょっとわかりやすい説明があれば教えていただきたいのですけれども。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の件でございます。今回、この条例の一部改正につきましては、もともと国の法律の一部改正を踏まえまして関係条例を整理するものでございます。今回2条立てで、1条と2条、そして附則の中でもう一つ条例を改正する3種類の条例改正というところでございます。

そういう中で、今回の条例の改正の趣旨といたしまして、個人情報の定義の明確化等々でございます。その中で1つでございますが、要配慮個人情報を今回追加、新たにできたものでございます。新たにそういう概念というか、追加をしたものでございます。

ご質問の内容でございますけれども、実際に議員のおっしゃるように、個人情報の取り扱いには十分注意しろ、留意しろというところで、今回、その不利益が、そういった情報を連携するときには不当な差別とか、そういった不利益が生じないように特に取り扱いに配慮を要するところの個人情報ということで、改めてこういった要配慮個人情報として定義したというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、個人情報の要配慮ということで載っているんですけども、松本議員もちょっと言ったんですけども、個人情報が本人の同意ということでなっていて、あまりにも個人情報ありきで、なかなか僕らも情報がもらえないことが多々あるんです。特に福祉の関係でも、病院を変わって、本人の同意を得られないから、入院先、施設もそうなんですけれども、なかなか教えてもらえないという現状が今相談でもいろいろあるんですけども、もう少し何とかならないのか、難しいと思うんですけども、その点について。

○総務課長 浅野幸司君

板倉議員から前に一般質問でもかつてご質問をいただいたことを記憶しておりますけれども、個人情報の取り扱いは非常に厳密にやられている状況でございます。その中で少し柔軟にということのご意見でございますけれども、これは現実問題非常に難しい。20年、30年前ですとそういうところも結構柔軟に対応していた時期もかつてはございました。しかしながら、今回、こういった個人情報の保護に関する法律というのが平成15年にできまして、それを受けて、町のほうでもそれに関係する条例を制定いたしまして現在に至っているわけでございますけれども、非常に個人情報の取り扱いについては厳格に取り扱っている状況でございますので、よくお気持ちはわかるんですけども、実際は非常に難しいというところでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

では、ないようですので、質疑を終結します。

それでは、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしということをいただきましたので、したがって、議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町情報公開条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

それでは、10分ほど休憩いたします。

(午前10時22分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

○委員長 佐藤 茂君

それでは、議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑は何かございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

今回、個人番号法の項ずれで提案されておりますけれども、個人番号、いわゆるマイナンバーについてちょっと伺いたいと思います。

私も3月議会に一般質問で交付申請とかを質問したんですけれども、大体全国平均並みということで、マイナンバーカードの普及が今現在全国でも10%にも満たないのが現状だと思うんです。なかなか普及してないということでもありますけれども、今現在どのくらいまで進んでいるのか、わかりましたら。

○民生部長 橋本浩之君

板倉議員が言われるとおり、全国で大体10%くらいだということを新聞等で聞いておりま

す。私どものほうで、3月末現在だったと思うんですけれども、大体9%から10%弱だというふうに記憶しております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうですね。僕が質問したときに、交付申請が9.8%で、枚数的に言うと8%くらいだという答弁をもらっておりますが、それからまだ余り進んでないですね。

○民生部長 橋本浩之君

進んでいるというよりも、徐々にはふえてきているというふうに私は理解しております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

あともうちょっと、わかったらいいんですけれども、国が本格的な運用を開始するのか、してないのかということで、情報提供ニュースというのがあると思うんですけれども、それ自体の仕組み、内容自体、わかったらお願いします。

○総務課長 浅野幸司君

情報の連携の関係でよろしかったですか。

(「情報提供ニュースというのではないのかな」の声あり)

現状ですと、実は国のほうもいわゆる自治体間のいろいろ情報の連携の関係でよろしかったですか。

(「それです」の声あり)

情報連携のほう、国のほうは早くからやれということで始めておりました。当初ことしの7月から始める予定でございましたけれども、カード発行時にいろいろシステム障害が起きていろいろな問題が起きたということで、急遽国のほうは10月から本格運用ということで変更をかけてまいりました。ところが、10月に入って、いろいろまだ疑義等々が全て解消されてないということになりまして、今回10月からさらに延期いたしまして、先月11月13日から本格運用を開始いたしました。

現在、本格運用されるとどうなるかということなんですけれども、これはマイナンバーのカードがあれば、住民票の写しとか課税証明書なんかを用意しなくても、国も含めて自治体間との情報連携でもって確認できるということで書類の提出が不要というところがございます。その本格運用が先月11月13日から始まったというような状況でございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今言ったように当初7月でしたか、運用を開始すると言って、10月で、ようやく今だと11月13日運用開始ということで、その原因もそもそも管理が徹底できてないということで、特に年金機構の流出問題等で起こったと思うんです。実際そういう意味で国もマイナンバーの

普及に躍起になって今やっていますけれども、本当にそれ自体必要なものなのか。管理される番号が本当に必要なのか。いま一度、蟹江町にどうしてくれとか、なかなか難しいと思うんですけども、私もそもそも個人番号には反対ですので、そういうことで庁舎にお邪魔しても常に番号を聞かれるような現状もあります。本当に必要な番号なのか、もう一度町としても認識してもらおうということを要望します。

○委員長 佐藤 茂君

要望でよかったですか。

○委員 板倉浩幸君

要望でいいです。

○委員長 佐藤 茂君

ということでございます。

他にございませんでしょうか。

(なしの声あり)

それでは、他にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

○委員 板倉浩幸君

板倉浩幸です。

先ほど申し上げたように、今議案、法の一部改正に伴う項ずれに対応する議案です。先ほど言いましたように個人番号、いわゆるマイナンバーがスタートして2年ですけれども、監視社会への懸念も含め国民の利益にならない制度は廃止をするという思いがありますので、個人番号法そのものに反対ですので、本議案に反対いたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、次に原案に賛成者の発言を許します。

○委員 石原裕介君

私は賛成の立場から討論申し上げます。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用等について引用する条番号の繰り下がりによる改正であり、適切なものと考えるので、本案に賛成いたします。

○委員長 佐藤 茂君

よろしいですか。

(なしの声あり)

それでは、他に討論がないですので、以上で討論を終結します。

これより挙手によって採決します。議案第40号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

挙手多数でございます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 飯田雅広君

この件ですけれども、平成29年3月に育児・介護休業法が改正されて29年10月に施行されていると思うんですけれども、それに合わせての改正ということによろしかったですか。

○総務課長 浅野幸司君

そのとおりでございます。今10月から施行でございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

そうすると改正された育児・介護休業法と今回の蟹江町の職員の育児休業等に関する条例は差みたいなものはあるんですか。丸ごと一緒ですか。

○総務課長 浅野幸司君

今回のこの議案第41号でございますけれども、こちらのほうも法の改正に伴いまして条例改正するものでございます。いろいろ書いてありますけれども、趣旨としましては育児休業を取得しやすい、そういった職場環境の整備をさらに進めるためでございます。先般お出ししたところで、現行ですと1歳6カ月の到達のところまでの育休の取得のための期間を、今回そういった現行の期間をさらに延ばしまして2歳までというところの、最初2歳までの育休の再延長を可能としたというような内容でございます。したがって、国の法律改正に伴い、条例改正をしておりますので、原則同調している、国と同じというところでございます。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

国の改正のほうですけれども、育児休業を取りにくいというような職場環境の改善とか、

そういうようなところも改正になっているんですけども、そういうような雰囲気というのは蟹江町役場としてはどうなんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

現在、育児休業、前の産前産後休暇も含めて、非常に今現在は職員としては多くございます。一般職、保育士全て合わせまして約10名ほどが産前産後休暇を経て特別休暇を経て、育児休業に入っていくというところの予定であります。したがって、非常に職場としては育児休業を、子どもさんを育児するためのところで取得を促進するような方向で今進めておりますので、それに準じた取得者が出ているというところで認識しております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

男性はどんな感じですか。

○総務課長 浅野幸司君

男性の育児休業につきましても、男女共同参画等で目標値を定めまして町として推進をしましてまいりました。今年度に入りまして実は男性で2名、育児休業の期間の長短はございますけれども、2名の取得がございました。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

育児休業をとりやすい環境ということですので大変すばらしいかなと思いますので、順次続けていただくようお願いいたします。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

少し教えていただきたい、この「非常勤職員の当該子の」ということです。これは普通の職員と同じ扱いをしますよという意味で入っているわけ、非常勤の方の取り扱いが僕はよくわからないんですけども。

○総務課長 浅野幸司君

非常勤の職員につきましては、ちょうど中ほどでございます。条例議案の中ほどのところに括弧書きで育児休業法第2条第1項の条例で定める場合というところがございます。育児休業法第2条ですけども、これは育児休業の承認というところで、いろいろな育児休業のところの規定を定めております。それで第1項の条例で定める場合というのが、これが実は非常勤職員についての規定を別途条例で期間を定めるというところがございます。条例で、原則非常勤の職員のところは全く一緒ではないんですけども、正職と比べて取り扱いが一部変わるところでございます。いずれにしましても、正職員と同等に育児休業も取るような環境整備をするというところで進めております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

第2条の4の(2)、「期間について育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認める場合として町長が規則を定める場合に該当する場合」というのがありますね。ここを教えて、しっかりと。

○総務課長 浅野幸司君

非常勤職員のところは、ここのところ、条例で別途期間を定めるところになっております。育休につきましては、これでいくと4ページでございます。4ページの新旧対照表の中の3号、(3)の略というところの上のあたりでございますけれども、右側のところが、これは旧、改正前のところの内容でございますけれども、「当該非常勤職員が」、ちょうど下線です。「任命権者が定める休暇により勤務しなかった日数」云々と書いておりますけれども、今回、ここのところの「任命権者が定める休暇」というのを、左側です。新しいほうでございます、左側の「労働基準法のところの規定により」というところに変えております。

労働基準法の規定というのは、産前産後休暇も含めて、民間のお務め先も含めてそういった休暇を取るというところでございますので、育児休業につきましても民間のところの内容をそのまま非常勤の職員に適用するというところでございますので、具体的にどこがどうかというところの違いにつきましては、すみません、ちょっと今資料のほう、手持ちで持っておりませんので申しわけございません。原則、労働基準法の定めによるところの育児休業を取得し、制度として個別にそれぞれ取るというところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ちょっと現在のことをお聞きしたいんですけども、非常勤の方が育児休暇を取ります。1年6カ月ですか、1歳6カ月になるまで取りました。その方の、今のこれでいきますと次にまた戻ってこれるんですね。あと半年取っても、2歳まではということですよ。その間に、休みのときに、その方がしている業務を誰かが代替わりするんですよ。その方の業務をされるのが非常勤の方だったら、これまたたくさん人がふえていくということ、そこら辺がわからない。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の件、非常に大きなというか、重要なところなんですけれども、先ほど飯田議員のご質問にお答えしましたけれども、正職員で今かなり育児休業を取る職員、それから、これから入る予定の職員が多々ございます。それに対して、正職員の補充というのは原則時期的なものを含めて年度途中では非常に難しいというところで、非常勤職員、臨時職員を期間的に雇用いたしまして、その職員の代替とするというところでございます。

今議会の補正予算の中にも雇人賃金のところの産休代替のところの対応の職員のための補正を今回計上して上程しております。先般の9月議会のところでも補正予算の中でそういっ

た雇人賃金、臨時職員のお給料の補正を組ませていただいております。ですので、正職員のかわりを、なるべく人的にほかの職員に負担がかからないように臨時的に雇用いたしまして対応するというところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

人数がふえて経費が出ていくということですね。そしてその方の臨時で入っている方が産休でその間取られていた。取られている間にまた臨時さんを雇いました、この臨時さんはこの間ですよと言ってちゃんと決めてやられているんですよ。わかりました、ありがとうございます。

○委員長 佐藤 茂君

他にございませんか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと皆さん質問をされていて、最終的に確認したいと思います。総務課長の答弁で、育児休業が今まで1歳6カ月までだったのを2歳までにするというこの規定なんですけれども、最後の6ページのところにあります、戸谷議員も言いましたけれども、「継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する」とある、それだと、「特に必要と認められる場合」っているんですか。そうするとその場合、「特に」というのはどのような人が「特に」になりますか。

○総務課長 浅野幸司君

今回、先ほど冒頭に申し上げました現時点1歳6カ月までのところを2歳までというところで、そういった育児休業を取りやすい環境の整備をさらに進めるということをお願いしたんですけれども、原則今のところのお話、今現在ですとお休み自体は3歳まで取れるんです。今回、この条例のところの1歳6カ月から2歳までというのが、当初3年間、最初の育児休業の取得の申請をされる職員については、こちらのほうの規定は特に関係ないというか、適用がございません。最初に育児休業を取得して1年間例えば育児休業で休みますよというときに、育児休業で休みました、それで1歳のところの段階で本来職場に復帰するんですけれども、子供さんが保育所等に入れない場合、全国的にそういうケースが多くいますので、保育所に入れない場合は最長で1歳6カ月まで、あと6カ月間延ばしましょうということで現行はそうなっておりました。

今回は、さらに1歳6カ月の時点で、まだ保育所に入所できない、子供さんを預けられないというところだと、ご自分でお母さんかお父さんが見られないといけないものですから、1歳6カ月の段階でそういう状況の方は2歳までというところで育児休業の再延長を可能としたものでございます。ですので、お休みのそのものと、いわゆる今回この期間のところの取り扱いがちょっと別のところの取り扱いでございます。原則そういうことでございます。

○総務部長 江上文啓君

すみません、私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

まず、非常勤職員と常勤職員があるということは皆さん御存じだと思います。私どもは常勤の職員です。常勤の職員においては、先ほど総務課長が申しあげましたように当該子が3歳に達する日まで育児休業を取ることができます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の中で定められております。

従来、その中に「非常勤職員にあつては当該子の養育の事情に応じ1歳に達する日から1歳6箇月に達するまでの間で条例で定める日」とあつたものが、先ほど板倉議員もおっしゃいましたが、この条例改正案の6ページを見ていただきたいんですけども、6ページの真ん中あたり、第2条の4（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）、非常勤職員又は当該非常勤職員の配偶者がその養育する子が1歳6箇月に達する日において育児休業している場合であつて、継続的な勤務のために特に必要と認められる場合には、当該子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることを規定する」、つまり1歳6カ月までであつた育児休業を2歳に達する日までできるようにした。これはあくまでも非常勤職員、または非常勤職員の配偶者に当たる方の場合のみの適用でございます。

ちなみに蟹江町において非常勤職員は私どもとしてはいないというふうに考えております。以上です。

○委員 板倉浩幸君

常勤職員は最初から3歳まで取れるということで、非常勤職員について、今回ので2歳にするということで、その議案ということでいいということですね。

○委員長 佐藤 茂君

ほかに。

（なしの声あり）

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第42号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 佐藤 茂君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

何かございませんでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

議案説明のときにも、議員さんのどなたかが同一生計配偶者について聞いたと思うんですけども、いまいち、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更ということで、これは同じことなのか、名前が変わるだけなのか、その点ももうちょっと詳しくわかりましたらお願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

現行の控除対象配偶者は、今回、同一生計配偶者に名称変更されますけれども、内容につきましては現行と変わらないものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうするとなぜ変えるのかよくわからないんですよ。来年度の扶養控除の申告等でも変わってくるんですけども。

○民生部長 橋本浩之君

控除対象配偶者と、先ほど同一生計につきましては同じ意味だというお話をしたと思います。ただし、そこの中では居住者の所得要件というのが実はございまして、まず、38万円以下であるというのを控除対象配偶者といいますよ。ですから、その意味からいきますと同じ意味ですよ。それと一般的にいうとご主人の配偶者、御主人の所得が今までは制限がなかったんです。それが制限ができて、一般的には1,000万円以上とかという話になるんですけども、合計所得で判断がされるような形になります。今までは1,000万円という制限がございませんでしたということでございます。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今までの控除対象配偶者を同一生計配偶者に、今までのやつを変更ということで、新たにできるのが、僕も来る前に調べたんですけども、何かややこしくて、また同じ、控除対象配偶者というのもまたありますよね、があって、同一生計配偶者もあって、源泉徴収配偶者、何かそのようなものがあるって、所得制限によってその控除の対象の分類が違うということで理解しておけばいいんですか。38万円とかがあって、所得で1,000万円とか、今部長のほう

からも答弁があったんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

ただいまのご質問について、今回、今までの現行の控除対象配偶者が控除対象配偶者、同一生計配偶者、源泉控除対象配偶者と3つのものに分類されて、これが2018年から所得税に適用される形になるんですけれども、もし委員長のお許しをいただければ、簡単なグラフをつくってまいりましたので、お配りさせていただいて、見ていただくと容易にわかるのかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長 佐藤 茂君

暫時休憩。

(午前11時05分)

○委員長 佐藤 茂君

休憩を解きます。

(午前11時06分)

○民生部次長兼保険医療課長 寺西 孝君

今私のほうからお配りをさせていただいた紙の一番下の表を見ていただくと助かります。表の縦軸が配偶者の合計所得、横軸が給与所得者の合計所得金額ということで書いてございます。

控除対象配偶者というのは、この青枠に変わってまいります。同一生計配偶者というのが大きい赤色の枠でございます。今民生部長が申し上げました1,000万円のくくり、1,000万円を超える部分、ここを外れてくるということが民生部長が申し上げたところでございます。源泉控除配偶者というのは、肌色、薄茶色でくくられているところが今回、源泉控除対象配偶者という形になります。

変わった点で、1つ目が、今民生部長が申し上げましたように合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者は配偶者控除の適用がなくなってしまう点、2つ目といたしまして、給与所得者の所得要件が900万円を超えて900万円以下であれば38万円の控除が受けられるんですけれども、900万円から950万円については3分の2の26万円、950万円から1,000万円のところが3分の1の13万円の控除という3段階の控除が導入される形になります。

3つ目が肌色のところの源泉控除配偶者でございますけれども、給与所得者の所得要件を900万円以下として、配偶者の所得が85万円以下、配偶者の所得が85万円以下ということは年収で申しますと現行の103万円から150万円に変わってまいります。38万円から85万円に引き上げられますのでこの部分が変わってくるということで、一番上のほうに赤文字で書いてあるんですけれども、「配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族の数に1人を加えて計算すること」と2018年からされるということでございます。

以上でございます。

○委員長 佐藤 茂君

質疑はありますでしょうか。

(なしの声あり)

ないようですので、それでは質疑を終結します。

それでは、これより討論に入ります。

先に原案に反対者の方の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任いただきますようよろしくお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

どうもありがとうございました。

(午前11時09分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 佐藤 茂